

関係各位

備前市 総合政策部 契約管財課長

## 入札制度等の改正について（通知）

このことについて、次のとおり入札制度等を改正することとしたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 建設工事成績評定の要領について

平成30年4月から、国土交通省や岡山県を参考に同様の基準による新しい工事成績評定を試行的に導入します。このため、新しい評定方法に基づく評定結果は、数値（評定点は、基準点（65点） $\pm\alpha$ の点数）による評定方法となります。

なお、新しい工事成績評定は、試行期間を経て必要な見直しを行った後に施行（本格運用）する予定です。

したがって、試行期間中は、国や県が行っている請負者への評定結果の通知は行いません。

※ 詳細につきましては、備前市ホームページ「企業・事業者→入札・契約→入札・契約情報 TOP→新着情報」の備前市建設工事成績評定要領を確認してください。

##### ・対象工事

1件の最終請負代金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が1,300千円以上となる工事。

##### ・適用時期

平成30年4月1日以降にしゅん功検査を行う工事。

## 2. 市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて

市発注の建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法に基づく主任技術者または監理技術者（以下「技術者等」という。）の適正配置について、次のとおり取扱うものとします。

### (1) 現場代理人

#### (資格要件)

受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。（届け出による、健康保険被保険者証及び雇用保険受給資格証で確認を行います。）

#### (工事現場へ常駐を要しない期間の取扱い)

現場代理人が工事現場に常駐すべき期間は、契約工期を基本とします。

#### (常駐緩和（兼務）の取扱い)

市発注工事における現場代理人の常駐緩和については、平成28年6月1日から実施していますが、平成30年4月からは、3件の工事（既契約工事を含む。）で現場代理人の兼務を認めます。

また、当初請負代金の合計が3,500万円（建築一式工事については7,000万円）未満の工事（既契約工事を含む。）について兼務を認めます。ただし、当初請負代金が130万円未満の工事については、工事件数に制限は設けません。

※ 詳細につきましては、備前市ホームページ「企業・事業者→入札・契約→入札・契約情報 TOP →新着情報」の備前市発注工事における現場代理人取扱要領を確認してください。

常駐緩和要件	旧	新
兼務可能件数	<b>2件以内</b> であること。（下請工事含む） ※諸経費調整対象工事で、複数件ある場合はそれぞれを1件とする。	<b>3件以内</b> であること。 ※諸経費調整対象工事は、複数件であっても1件とする。
当初請負代金	当初請負代金の合計が 500万円以上3,500万円（建築一式工事は500万円以上7,000万円）未満であること。	・当初請負代金の合計が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。 ・当初請負代金が130万円未満は兼務可能件数に含めない。
従事可能地域	それぞれの工事現場が岡山県内であること。	それぞれの工事現場が備前市内であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。</li> <li>・兼務するいずれかの工事現場で業務に常駐できること。</li> </ul>	

### (2) 主任技術者等

#### (資格要件)

① 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。（届け出による、健康保険被保険者証及び雇用保険受給資格により、各々の入札方式によって行われる開札日以前に3ヶ月以上の雇用があることの確認を行います。）

② 請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者）を置かなければなりません。

(工事現場に配置すべき技術者)

① 主任技術者

請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として全ての工事において、主任技術者を配置しなければなりません。

② 監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計(以下「下請総額」という。)が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。また、当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となった場合においても同様の取扱いとします。

(兼務の取扱い)

① 主任技術者

工事公告文及び特記仕様書等で示される場合、また、請負代金が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事に配置される技術者(主任技術者又は監理技術者)は、工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事現場との兼務は認めません。ただし、相互に密接に関連し、一体的に管理することが適当であると判断される場合は、兼務を認めます。

② 監理技術者

兼務は認めません。

③ 営業所の専任技術者

営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。原則として工事現場に配置(技術者や一般作業員としても)することはできません。

(注) 特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者等となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取扱うこととされていますが、これは例外的に承認されることなので留意してください。

・「備前市発注工事における現場代理人取扱要領」に基づき、営業所の専任技術者は現場代理人になれません。

・請負代金(税込)3,500万円(建築一式工事の場合7,000万円)未満の場合、専任を要しない工事の主任技術者になることは特例として可能です。

・請負代金(税込)3,500万円(建築一式工事の場合7,000万円)未満の場合、専任を要する工事の主任技術者または監理技術者にはなれません。

④ 工事外注計画と下請契約の予定額について

工事外注計画としては受注前に立案される概略のものから、着手時における詳細なものまでが考えられます。適宜計画を作成し、下請負の予定額が4,000万円(建築一式工事の場合6,000万円)以上となるか否かを把握し、監理技術者等の設置の要否を判断してください。

設置要件	旧	新
兼務可能件数	<p><b>2件以内</b>であること。(下請工事含む)            ※諸経費調整対象工事で、複数件ある場合はそれぞれを1件とする。</p>	<p><b>件数に制限なし。</b></p>
当初請負代金	<p>当初請負代金の合計が            500万円以上3,500万円(建築一式工事は500万円以上7,000万円)未満であること。</p>	<p>当初請負代金の合計が            3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満であること。</p>